

住民投票制度行政素案（改訂版）住民説明会（概要）

- 1 開催日時 平成27年2月3日（火）午後6時30分～午後7時20分
- 2 開催場所 市民活動センター3階 会議室2
- 3 参加者数 13人
説明者 総合政策部長（佐々木）、政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（加賀谷）、
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）、
- 4 報道機関 北海道新聞社、苫小牧民報社
- 5 住民説明会資料 別添のとおり
- 6 質疑要旨

●参加者 住民投票は、通常の選挙と同じように、苫小牧市全部でやるのか。そうであれば、そういう事項があれば、相当、お金がかかるということか。

○木村政策推進室長 市長選挙と同じような形の方法になる。同じぐらい費用がかかる。全ての事項において、住民投票をするということではなく、まちを二分するような問題が出てきたときに、お金のことも踏まえ、この案件が住民投票に合致する案件なのかについては、住民投票をしようとする方も十分に検討した上で、この制度を活用していただきたいと考えている。

●参加者 この投票制度というのは、初めてなのか。それとも、何十年も前からあったのか。

○木村政策推進室長 これから住民投票条例を制定し、これから初めて苫小牧市として実施していこうというもの。

●参加者 市民からの請求による住民投票の証明書交付のあり方であるが、申請は、その案件の表題や趣旨、目的ということが明示をされた上での請求になると思う。証明書を交付する資格要件は様々あると思うし、案件の内容も様々あると思う。証明書の交付について、どのような基本的な考え方で交付をされるのか。

もう一つは、以前の素案では「市の権限に属さない事項」が入っていた。それが、今回、市民の「市政に重要な課題」という大きくくりの中で判断されるということであるが、この「市の権限に属さない事項」が外れたことと、「市政の重要な課題」というのがよく内容が理解できない。もし、市政に権限のない事項が結果的に住民投票となったときに、住民投票を実施した際の結果がどうあれ、当然、行政として住民投票をやった以上は、行政の様々な施策の中にこのことを織り込んでいかなければならない。拘束型ではないとはいいながら、住民の意思というものが、どういう形であれ表示されたということになれば、行政の市政運営上、様々な施政方針の中にうたっていかなければならないということが、市に権限がないものをそこに織り込むことが果たしてできるのだろうかという疑問がある。

○中村市民自治推進課長補佐 住民投票請求者証明書の交付の考え方であるが、実際に証明書の交付申請の中で1,000字以内で請求の要旨を記載し、請求する際に「〇〇について賛成

又は反対の住民投票の請求」というような形態で、実際に申請書を提出する形になると考えている。この場合に、市政の重要な課題でないものに証明書を交付することにはならないし、賛成、反対の二者択一の形式でないものや、定められた方式でないものについては、証明書の交付にはならない。

この証明書の請求ができるのは、当然、住民投票の投票資格がある者が対象となる。具体的には18歳以上、3か月以上お住まいの住民の方が対象となる。

証明書の交付については、対象事項になるのかどうかが一番のポイントかと思う。最終的な交付については、市長が判断をした上で交付されるという考え方になる。

平成25年9月に行政素案を出した時点では、「市の権限に属さない事項は、住民投票の対象としない。」という考えにより、行政素案を提出させていただいた。その後、市民自治推進会議で検討した中で、市の権限が及ばないようなものについても、住民投票により市民が意見が言える形の制度が望ましいとのことで、最終的に市の権限に属さない事項については、除外事項として置かないことが適切であるという答申をいただき、その部分を削った改訂版となった。

●参加者 住民投票の証明書を交付するという事は、市政にとって重要な課題であるという前提で、証明書を交付することになる。条例上で定める4分の1の署名が整っていれば、住民投票は行わざるを得ないということで、自動的に住民投票を行わざるを得ないことになる。

そこでの判断というのが、市が権限を有さない事項も含めて、判断として市政に重要な課題であるという判断をするならば、住民投票を行うことになるわけであり、そのときに行政として、結果はどうであれ、市政における市政方針なり、基本計画なりに、何らかの形で反映をしなければならないということになる。そこところが非常に難しいのではないのか。「少し触れることが行政としての意思表示だ。」ということには、私はならないと思っている。そこは、非常に慎重にしなければならない案件ではないかと考える。市政の様々な計画などに織り込むことが、果たしてできるのかについて、再度、お聞かせ願いたい。

○木村政策推進室長 市政の重要な課題の部分について、これは、住民投票の最初の申請を受けたときに、市長が「市政にとって重要な課題」ということで位置付け、交付した場合には、これは議会の議決が必要なく、4分の1の署名が集まれば住民投票に進むという制度設計になっている。

市の権限に属さない事項については、この改訂版では除外事項から外しており、住民投票に付する案件としては、かなりハードルが低くなったというか、ある程度、市政の重要な課題であると市長が判断すれば、これは住民投票になる。

市民自治推進会議の中でも「市の権限に属する部分を外すのか、外さないのか。」というのが一番大きな議論となった。「市の権限の属する事項」ということが、「どこの範囲までが市の権限に属するものなのか。」という議論になったときに、そこを説明するのは難しく、また、他市の住民投票条例の制度設計の中でもいろんな制度があり、市の権限に属する事項を外しているところもあれば、入れているところもある中で、本市としては 自治基本条例、市民参加条例を制定し、市民自治を進めているまちとして、「ある程度、幅広く、この住民投票についても、市民の意思として申せる住民投票制度にすべきだ。」という市民自治推進会議の議論の中

で、このような結果になった。

住民投票された場合に、例えば市の考え方と全く違う住民投票の結果になったとしたとき、やはり、そこはしっかりと投票結果を尊重した上で、総合的な見地から、それを本当にどうするかという判断を、市長も議会も迫られるのだと思う。もし、住民投票の結果とは反対の政策をしようとするならば、それは、市民に対して、それ相当の説明責任が要ることとなるし、住民投票の結果のとおり動くという結論に至ったならば、計画をどうするかというところまでも覚悟しながら、住民投票の結果を受けとめていかなければならない。そうでなければ、この住民投票条例の意義が薄れるのではないのかと考えている。

●参加者 市政に重要な課題であるかどうか判断基準になると思うが、その中には、少なからず、この改訂版においては、市に権限のないものも含めての「市政の重要な課題」ということに包含されている内容なのだろうと思う。

個別の案件がどう判断されるのかは、そのときの首長の判断であったり、時代の背景もあり、今、ここで議論するつもりはない。ただ、市に権限がないものに多額の費用をかけて住民投票に付したとき、どういう結果であれ、結果は別にして、行政として行政運営にどう反映をしていくのかというところが非常に難しい。

権限のないものをどうやって行政で明文化していくのかというのは、非常に難しい気がする。そのところについて、一つの流れとしてしっかりと捉えておく必要があるのではないか。行政としてどうやってそのことを行政運営に反映をしていくのか、様々な計画の中で反映をしていくのかというところがよく見えてこないが、お考えがあったら、聞かせてほしい。

○木村政策推進室長 市の権限に属さない事項、例えば、極端な話であるが「原発が苫小牧に立地されるような状況が生まれました。」と。そうしたときに、これは市の権限ではないのであるが、例えば「市民の意思として、これは市政をこれから行っていく上で重要な問題であろう。」というようなことを考えたときに、これは市の権限ではなくても、そこに市民の意思というものを国に対して、あるいは、それを立地しようとする団体に対して何かものを申せる、そういう位置付けの住民投票条例とする考え方である。

住民投票される案件にもよる。まだ経験のないことであり、その都度、市としても色々考え合わせながら、住民投票を進めていかなければならない。その後の結果というところもしっかりと踏まえた上で、取り組んでいかなければいけないものだと考えている。

●参加者 国の専権事項であるような内容を住民投票に付することができるのかということになると、その辺のところは、当然、市政に重要な課題であるという捉え方をすれば、例えば在日米軍再編のようなことについては、住民の皆さんに「騒音」というある意味では苦痛を与えるわけであり、ある意味では市政に重要な課題だと。しかし、専権事項としては市にはなく、国にあるということを見ると、それを住民投票条例に付すことが、果たして行政運営なり様々な計画の中に、結果として反映することができるのだろうかという疑問が拭えない。